

令和8年度一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

一般社団法人北海道貸切バス適正化センター

令和8年度における、一般社団法人北海道貸切バス適正化センター(以下「当センター」)が行う事業計画を次のとおり定める。

事業方針

国土交通省通達「一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導方針」及び「令和8年度の一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導の運用方針(以下「運用方針」)」に基づき、以下に掲げる業務を北海道運輸局の指導の下、実施する。

なお、巡回指導の実施にあたっては、安全意識の向上と事故防止の徹底を図るため、重点事項を定める。

1. 巡回指導業務

(1) 巡回指導体制

常勤指導員4名、非常勤指導員1名による2班(1班2名)体制を継続する。

(2) 巡回指導計画及び実施方法

- 巡回指導は、当センターの管轄区域内に存する全ての営業所を対象とする。
(北海道運輸局監査計画における監査対象営業所を除く)
- ①の対象営業所に対し、訪問を基本に公正かつ適切な指導を行う。
- 複数営業所を同一場所において指導するなど、効率的な巡回指導を一層推進する。
また、巡回指導は基本2名体制のところ、個々の対象営業所の状況に応じて3名体制とする。
- 運用方針に基づき、「優良営業所に対する特例」及び「特定の営業所に対する法令遵守状況の確認」を行う。
- 巡回指導年間計画数(暫定)は、下表のとおり。

全計	計画	実施地区(北海道運輸局 各運輸支局別)						
営業所数	営業所数	札幌	函館	旭川	室蘭	釧路	帯広	北見
281	244	137	22	25	26	8	12	14

※監査対象営業所数の増減に伴い、計画数を変更することがある。

(3) 巡回指導の重点事項

- 点呼の適切な実施状況
- 特定の運転に対する特別な指導状況
- 特定の運転に対する適性診断の受診状況
- 健康状態の把握状況

2. 負担金取扱業務

業務の効率化や合理化に一層取り組み、負担金の軽減を図るため不断の努力を続ける。

3. 広報啓発業務

事業者の業務運営に資するため、関係法令の改正について、巡回指導やホームページ掲載を通じて情報提供を行う。

また、巡回指導の結果を受けて、事業者が特に留意すべき事項を取りまとめ、周知徹底を図る。

4. 苦情処理業務

旅客からの苦情や要望における適切な受付対応及び事後処理を行う。

5. 行政との緊密な連携

当センターと行政(監査)の相互連携の実効性を高めるため、北海道運輸局と調整会議・連絡会議を毎月開催し、適正化事業の実施状況(詳細な指導結果等)について効果的に情報共有を図る。

また、諸課題が発生した都度、適時相談や打合せを行い、迅速かつ適切な対応を図る。

6. 適正化事業指導員のスキルアップ

指導員個々の能力を向上させ、ひいては組織力の増強を図るため、国土交通省等が主催する研修等へ積極的に参加する。

また、指導員による調査・指導方法及び判断基準の均一化を図るため、日々の情報共有を実践するとともに、他ブロックの適正化機関とも適時情報交換を行う。

7. 総務・経理業務

一般社団法人としての的確に業務を遂行するとともに、業務の効率化や合理化に一層取り組み適切な予算執行を行う。

また、社内研修(情報セキュリティ対策等)については、必要に応じ実施することとする。

8. その他

本事業計画については、今後の適正化事業を巡る諸情勢等を踏まえて、北海道運輸局と緊密に連絡をとりつつ、所要の見直しを行うことがある。